

第 5 防火区画について

- 1 令第 112 条の第 1 項から第 6 項までの適用にあつては同条第 1 項第 1 号に掲げる建築物の部分とする。
- 2 当該部分の高さ 15 メートルを超えるものにあつては、令第 112 条第 11 項の例により防火区画する。
- 3 当該用途部分と他の用途部分は令第 112 条第 18 項の例により防火区画する。

第 6 開口部の防火措置について

外壁に設ける開口部には、法第 2 条第九の二号ロに規定する防火戸とする。

第 7 避難施設等について

- 1 当該部分には原則として直通階段、避難階段、特別避難階段、非常用の照明装置、非常用の進入口及び非常用のエレベーターの設置は要しない。
- 2 排煙設備については、当該部分が令第 126 条の 2 第 1 項第 2 号又は平成 12 年建設省告示第 1436 号第四号の規定に適合する場合は設置を要しない。

第 8 構造計算のうち積載荷重について

- 1 当該部分の積載荷重は積載物の種類及び各棚の充実率の実情に応じて計算する。
- 2 各棚の充実率は、応力及び外力の種類に応じて、次の表によることができる。

応力の種類	荷重及び外力について想定する状態	ラックの充実 (単位：%)	備考
長期の応力	常時	100	
短期の応力	積雪時	100	
	暴風時	80	建築物の転倒柱の引抜等を検討する場合は 50 としなければならない
	地震時	80	